

事業仮契約書（案）

- 1 事業名 倉敷市琴浦公民館建替事業
- 2 事業場所 倉敷市児島下の町9丁目2-27
- 3 契約期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで
- 4 委託料 円
(うち消費税相当額 円)
- 5 契約保証金

倉敷市教育委員会（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）は、倉敷市琴浦公民館建替事業（以下「本事業」という。）の委託について、各々の対等な立場における合意に基づいて、事業契約条項によって公正な事業仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

なお、この仮契約書は、倉敷市議会の議決の日をもって本契約とみなす。

令和 年 月 日

委託者

倉敷市西中新田640番地
倉敷市教育委員会
教育長 井上正義

受託者

(代表者)
住 所
氏 名

(構成員)

住 所

氏 名

設計施工一括発注委託約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、基本条件図書（入札説明書、要求水準書その他入札説明書と一体的な書類（以下「入札説明書等」という。）に対する質問への回答、及び競争的対話の結果として公表されたものをいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び基本条件図書を内容とする請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の工事目的物の設計（基本設計及び実施設計を含む。以下同じ。）及び工事を契約書記載の工期内に完成し、設計の成果物及び工事目的物を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 設計、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、第9条第1項、第31条第2項前段及び第37条第3項前段に規定する委託者のしなければならない通知においては書面によらないことができる。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、基本条件図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び基本条件図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 委託者は、受託者の施工する工事及び委託者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受託者は、委託者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(設計業務)

- 第2条の2 受託者は、基本条件図書に基づき、工事目的物の基本設計及び実施設計（以下、入札説明書等に定める基本設計業務及び実施設計業務を併せて「設計業務」という。）を行うものとする。
- 2 委託者は、その意図する工事目的物の基本設計図書（以下「基本設計図書」という。）及び実施設計図書（以下「実施設計図書」という。）を完成させるため、設計業務に関する指示を受託者又は受託者の業務

担当責任者（第10条の2第1項に規定する業務担当責任者をいう。以下本項において同じ。）に対して行うことができる。この場合において、受託者又は業務担当責任者は、当該指示に従い、設計業務を行わなければならない。

- 3 受託者は、この契約の締結後設計業務の着手の日までに設計業務の工程表又は実施計画表その他の必要な書類を委託者に提出して、その承認を受けるものとする。
- 4 受託者は、各設計業務を完了したときは、それぞれ遅滞なく工事等完了届を委託者に提出して、検査を受けなければならない。
- 5 委託者は、前項の届出を受けたときは、届出を受けた日から10日以内に各設計業務の完了を確認するための検査を行うものとする。
- 6 前項の規定による検査の結果、提出された基本設計図書及び実施設計図書が、法令、この契約の規定若しくは基本条件図書を満たさず、又は委託者及び受託者の協議において合意された内容に合致しない場合、委託者は、受託者に対し、相当の期間を定めて是正を求めることができる。
- 7 受託者は、前項の規定に基づき是正を求められた場合、受託者の負担において遅滞なく是正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、是正を要する事項が基本条件図書又は委託者若しくは監督員（第9条第1項に規定する監督員をいう。以下本項において同じ。）の指図により生じたときは、委託者は、当該是正に係る受託者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受託者が基本条件図書又は委託者若しくは監督員の指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 8 第5項及び第6項の規定は、前項に規定する再検査の場合に準用する。
- 9 受託者は、委託者の検査に合格したときは、遅滞なく目的物を委託者に引き渡さなければならない。この場合において、受託者は、工事等目的物引渡書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

（工程表等）

第3条 受託者は、実施設計についての前条第9項の工事等目的物引渡書が提出された日から7日以内に基本条件図書及び実施設計図書に基づいて、工事の工程表、工事施工計画及び下請人等通知書を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、工事の着手後直ちに工事等着手届及び現場代理人等選任届を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。
- 3 第1項の工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受託者は、委託者においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第5号の場合においては、その保険証券を委託者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する委託者が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の100分の10に達するまで、委託者は保証の額の増額を請求することができ、受託者は保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該増減に係る請負代金額が原請負代金額の3割以内の場合においては、この限りでない。
- 5 委託者は、契約が履行されたとき又は第44条第1項若しくは第45条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金に代わる担保として提供された有価証券等を含む。）を受託者に還付するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、設計業務の成果物（未完成の基本設計図書及び実施設計図書並びに設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、設計業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

- 2 受託者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第7条 受託者は、下請負人の決定後、直ちに委託者にその商号又は名称その他委託者が必要と認める事項を直ちに届け出なければならない。ただし、施工体制台帳を作成した場合は、併せてこれを提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、基本条件図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（著作権の譲渡等）

第8条の2 受託者は、成果物（第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第8条の5までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（同法第27条及び第28条の権利を含む。第10条において「著作権等」とい

う。)のうち受託者に帰属するもの(同法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。)を当該成果物の引渡し時に委託者に譲渡する。

(著作者人格権の制限)

第8条の3 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) 本件建築物を増築、改築、修繕若しくは、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受託者の利用)

第8条の4 委託者は、受託者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを許諾する。

(著作権の侵害の防止)

第8条の5 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(監督員)

第9条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、基本条件図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 委託者の意図する実施設計図書を完成させるための受託者又は受託者の業務担当責任者に対する設計業務に関する指示

(2) この約款及び要求水準書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) 設計業務に関し、この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務担当責任者との協議

(4) 設計業務に関し、その進捗の確認、基本条件図書の記載内容と履行内容との照合その他の履行状況の監督

(5) 工事の施工に関し、契約の履行についての受託者又は受託者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(6) 実施設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受託者が作成した詳細図

等の承諾

(7) 実施設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 委託者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、基本条件図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

6 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受託者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合にあっては監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第4項の規定に該当する場合にあっては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 委託者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、委託者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受託者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（業務担当責任者）

第10条の2 委託者は、設計業務の履行について必要があると認めるときは、受託者に対し業務担当責任者を選任させ、その者を届出させることができる。

2 受託者又は受託者の業務担当責任者は、設計業務現場に常駐し、委託者の監督又は指示に従い、設計業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

（履行報告）

第11条 受託者は、実施設計図書に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

（工事関係者等に関する措置請求）

第12条 委託者又は監督員は、業務担当責任者、受託者の使用人、第6条第1項ただし書の規定により受託者から設計業務を委任され若しくは請け負った者又は現場代理人がその職務（主任技術者又は専門技

術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 委託者又は監督員は、主任技術者、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受託者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受託者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

4 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、実施設計図書に定めるところによる。実施設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 受託者は、実施設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用するべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 監督員は、受託者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受託者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受託者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受託者は、実施設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受託者は、実施設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受託者は、前2項に規定するほか、委託者が特に必要があると認めて実施設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、実施設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受託者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受託者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受託者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受託者は、当該工

事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 委託者が受託者に貸与し又は支給する図面その他設計業務に必要な物品並びに委託者が受託者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具（以下、委託者が受託者に支給するものを「支給材料」といい、委託者が受託者に貸与するものを「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、実施設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受託者の立会いの上、委託者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が実施設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

5 委託者は、受託者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受託者に請求しなければならない。

6 委託者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受託者は、実施設計図書に定めるところにより、工事の完成、実施設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を委託者に返還しなければならない。

10 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が実施設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 委託者は、工事用地その他実施設計図書において委託者が提供すべきものと定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受託者が工事の施工上必要とする日（実施設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受託者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、実施設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等

に受託者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定める。

（基本条件図書と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務）

第17条 受託者は、実施設計図書の内容が、基本条件図書又は設計業務に関する委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補（受託者が既に工事に着手している場合には、工事に関する必要な修補等を含む。）を行わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は、請負代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（実施設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第17条の2 受託者は、工事の施工部分が実施設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受託者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が実施設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受託者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受託者の負担とする。

（条件変更等）

第18条 受託者は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 各基本条件図書間の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 基本条件図書に誤り又は脱漏があること。

(3) 基本条件図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等基本条件図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 基本条件図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、

受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、基本条件図書、基本設計図書又は実施設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し基本条件図書、基本設計図書又は実施設計図書を訂正する必要があるものは、基本条件図書については委託者が、基本設計図書又は実施設計図書については委託者が指示して受託者がその訂正を行うものとする。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し基本条件図書、基本設計図書又は実施設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、基本条件図書については委託者が、基本設計図書又は実施設計図書については委託者が指示して受託者がその変更を行うものとする。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し基本条件図書、基本設計図書又は実施設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、その変更を委託者と受託者が協議して、基本条件図書については委託者が、基本設計図書又は実施設計図書については委託者が指示して受託者が行うものとする。

5 前項の規定により基本条件図書、基本設計図書又は実施設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 委託者は、必要があると認めるときは、設計図書（基本設計図書及び実施設計図書を含む。以下、本条において同じ。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受託者が工事を施工できないと認められるときは、委託者は、工事中止内容を直ちに受託者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事中止内容を受託者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受託者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受託者の請求による工期の延長）

第21条 受託者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受託者の責めに帰

すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。委託者は、その工期の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による工期の短縮等)

第22条 委託者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては委託者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 委託者又は受託者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、委託者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、設計業務の成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 設計業務及び工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(実施設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、設計業務の出来形部分、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。

3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(設計業務の出来形部分、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受託者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 設計業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(4) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更)に代える実施設計図書の変更)

- 第30条 委託者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて実施設計図書を変更することができる。この場合において、実施設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 受託者は、工事が完成したときは、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員(以下この条において「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立会いの上、実施設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。ただし、受託者が検査に立ち会わないときは、委託者のみでこれを行うことができる。この場合において、委託者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 4 工事目的物の所有権は、第2項の規定による検査に合格した時をもって、委託者に移転するものとし、移転と同時に委託者に当該物件の引渡しがあったものとみなす。
- 5 受託者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者又は検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第32条 受託者は、前条第2項(同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33条 委託者は、第2条の2第9項又は第31条第4項若しくは第5項の規定による引渡し前においても、設計業務の成果物及び工事目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により設計業務の成果物及び工事目的物の全部又は一部を使用したことによつて受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受託者は、本事業の設計業務及び建設業務において、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを委託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

4 受託者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

5 受託者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受託者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

7 委託者は、受託者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受託者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

2 受託者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。

3 受託者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受託者は、前払金を設計業務の外注費、この工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 受託者は、本事業の工事監理業務について、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び部分払の対象となる製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては実施設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 回を超えることができない。

2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは部分払の対象となる製造工場等にある工場製品の確認を委託者に請求しな

なければならない。

3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受託者の立会いの上、実施設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受託者に通知しなければならない。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。

5 受託者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、委託者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times $(9/10 - \text{前払金額}/\text{請負代金額})$

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、委託者が実施設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相応する請負代金の額 \times $(1 - \text{前払金額}/\text{請負代金額})$

(第三者による代理受領)

第39条 受託者は、委託者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第40条 受託者は、委託者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受託者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、

若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第41条 委託者は、設計の成果物及び工事目的物に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、委託者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第6項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 委託者は、設計の成果物及び工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条に定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。)について修補又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

5 委託者は、設計の成果物及び工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項又は前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

6 第1項の規定は、設計の成果物及び工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受託者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

第43条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。

(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第45条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第44条 委託者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第45条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により実施設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 委託者は、この契約が解除された場合においては、設計業務の既に完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたとときの既履行部分及び出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受

けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受託者に支払わなければならない。
この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、その理由を受託者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受託者は、解除が第43条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を委託者に返還しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受託者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受託者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条の規定によるときは委託者が定め、前2条の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第47条 受託者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、委託者に対しこの契約及びこの契約に係る変更契約による請負代金額（単価契約の場合は、支払金額）の10分の2に相当する額を委託者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。この契約による工事が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3) 受託者(受託者が法人の場合にあつては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

(4) その他受託者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき委託者が受託者に賠償請求することを妨げるものではない。

3 受託者が共同企業体である場合は、第1項各号及び前項中「受託者」とあるのは、「受託者又は受託者の代表者若しくは構成員」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、受託者が解散されているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に第1項の規定による損害賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を委託者に支払わなければならない。

5 第1項の規定に該当する場合においては、委託者はこの契約を解除することができる。

(火災保険等)

第48条 受託者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を実施設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受託者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

3 受託者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第49条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.9パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年2.9パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(あっせん又は調停)

第50条 この約款の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、建設業法による岡山県建設工事紛争審査会(以下次条において「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者その他受託者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により委託者が決定を行った後、又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、前項の

あつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第51条 委託者及び受託者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）及び倉敷市工事執行規則（昭和49年倉敷市規則第16号）の定めるところにより、同規則にも定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。